

アンシャン・レゼーム末期の農業問題

片岡敬直

序

十八世紀の末にフランスに勃発し、旧来の社会的・政治的機構をくつがえして、現代の第一歩を印した革命——*bourgeois*革命——は、一世紀かかつて徐々に醸製準備されたものである。十八世紀には、特権階級即ち旧制度を維持することを持つて利益とした過去の勢力と、旧制度を打壊わそうとする新しい社会勢力とを隔てる溝がいよいよ深くなつた。資本主義的・工業的生産組織に基礎をおく近代経済が現れ、発展して行くこうとしている時に、旧制度の社会の状態は依然として土地所有の封建制と手工業生産のための同業組合を基盤としていた。また社会全体を一身にない国家の経済力を増大させる多数の生産者が労働にたづさわつている時にあたつて、労働は相変らず恥ずべきものと考へられ、貴品と安逸が唯一の徳であると考えていた特権階級が労働者——農民・手工業労働者・小市民・小商人——に過重な負担を強制していた。このような社会は当時すでに

一大社会勢力とならうとしていた新しい社会勢力にはもはや合致しなくなつていた。フランス王国の旧来の機構は、この新経済的・諸勢力によつて急速に崩壊の道をたどつた。^①

——経済の合理的発展が、王国との不均衡を大きくしている時に啓蒙哲学が新社会勢力——主として *bourgeois*——に自己の力を深く意識させ、これが思想の面から強い革命への情熱となり、社会の上層階級の人々に限らない勇氣と自信をあたえた。この中から——とりわけこの世紀の中頃から——啓蒙思想運動を唱える人々 (*Encyclopediste*) 等によつてきつき上げられて来た自由と平等と国民主権の三大テーゼが生まれた。これが革命全体を貫らぬく理念として、フランス国民の限らない祖国愛の中核となつた。更に新しい時代に向おうとしている人々の考える法律と国家及び社会制度は、旧来のイデオロギーとは一致しなかつた。

この経済上・社会上・政治上の根本的な不均衡と、都市と農村に於ける激しい階級対立、これらの諸々の矛盾が、

一七八九年に於て實際上の革命となつて起つたのである。

この一七八九年に勃発したフランス大革命はその性格上・本質上今日では最も古典的な bourgeois 革命の pattern として認識されている。

今日、フランス革命が最も「typical な革命としてこのように認識されるその根本は、何んと云つてもその歴史全体の動きが、「農民革命」を中核として社会をうごかし展開されたことにある。

処で、フランス革命の中核体をなしている「農民革命」は、G・ルフェーヴルの諸研究論文の中で、極めて明確に把握され、この「農民革命」révolution paysanne の概念を確立したルフェーヴルの見解は、フランス国内の歴史学界に於けるフランス大革命の歴史分析の理論的把握の基本ともなつて居り、学説として今日重要な地位を占めているのである。

特にフランス革命がなしとげた諸問題——農業・農民問題等は (Etudes sur la Révolution française, 1354.) その他に数多く見られる。又、我が国に於てもこの点に関して多数の研究分析が行われ、現在活発な議論が行われ、新しいフランス革命の研究分野の開拓が力強くなされている。^④ フランスに於てもルフェーヴルの研究の流れを更に一歩前進させ、新しい革命史観によつて革命の経済社会の諸問題を分析し、数多くの論文をフランス歴史協会に提出されているアルベル・ソブール (Albert Soboul, 1914—)・ダニエル・ゲラン (Daniel Guérin)・マルク・ブワロワソ

オ (Marc Bouloiseau, 1907—)・^⑤ 又特に革命期のパリ地域に於ける民衆運動の諸問題の研究に絶大な情熱をもつてこれを分析されたイギリスの歴史家リユーデ (George E. Rude)、等の人々によつて新しい革命の歴史的位付けがなされているのである。

さて、以後の本論の中でフランス革命前夜のフランス農民・農業制度が如何なる方向へ変転して行くか、又それを実際に操作した社会の動きは、革命をどの方向へ動かして行くかとしたかについて述べて行くものである。

この問題に関して筆者は特にアルベル・ソブールの最近の見会に立脚して、革命前夜のフランス農民・農村社会が、農業資本主義体制の進行の中にどのようにして変転して行くかについて、甚だ微力浅学ではあるが、把握しようと思うのである。それについて一応フランス農業制度・形態について述べ、フランス農業の大まかな概念をつかんで置く必要がある。なぜならばフランスの農業形態・制度は特異的であり、マルク・ブロックの規定するように極めて「農業個人主義的」であるからである。ソブール教授の論文「資本主義と農村共同体」に於て、教授は資本主義発展の動きの中に農村社会、特に農村共同体の解体の過程を明確に把握され、封建制の解体——農村共同体の解体——農民層の分解——資本主義の形成と云う一連の進行系列によつて理論的に歴史の流れを具体的に説明して居られる。まさにこの重要な時期の歴史の理論的大系付けはこの論文に於て充分に説明されている。

十八世紀後半のフランス農村社会の基本的対立は、領主対農村共同体とも見ることが出来る。又さらに革命期及びそれ以後に於ては資本家対農村共同体とも見ることが出来る。

このことはフランス革命の底流が、封建制の廃棄——農村社会の資本主義的達成の方向へ流れていたことによつても充分に理解出来るのである。領主対農村共同体の激しい対立は同時に富農階級と農村共同体との対立を呼び、この二つの動きは農民層の分野を拡大しつつ、一方に於ては封建反動を再来させ、領主の延命の策として貴族・僧侶の社会的地位の確保の手段として身分の売買、権限の収奪、社会的地位に対する執拗な追求等が見られ、これは貴族・僧侶の階層を分解する原因ともなり、上層階級と云われている人々の醜惨な状態を呈したのであつた。又他方の一つはより本質的な「農業革命」を進展しつつ、フランス農村社会を階級的対立の場として変質させ、「農業危機」の到来を招き、その危機の性格は二重となり、農村共同体は都市の資本家である大借地農によつて、したがつて外部から急速に解体し、小農経営の中・南部地方では、自作農対農村共同体の対立が、その組織体を構成している各階層の分解によつて、すなわち内部より徐々に解体して行くのである。

このフランス農村社会の動きについて、河野建二氏は、『西洋史学』二十五号、一九五五年『フィジオクラアト運動の歴史的役割』と題するモノグラフィに於て、重農主義

運動のフランス農村社会に及ぼした作用について詳細に述べられて居られるが、筆者はこの河野氏の見解に強い魅力を感じると共に、ソブール教授の観点こそフランス革命の「農民革命」としての性格を充分に究明したものと考えるのである。

フランス革命を「Typicalなブルジョワ革命として把握する時、そこに「農民革命」と云う大きな歴史の動きが存在するが、その「農民革命」の課題は、「地主の土地所有そのものを否定する」ことを必ずしも含まず、もつぱら封建地代を始めとする旧来の封建的諸権利の無償廃棄——農民解放の中にあつたのである。そしてその特質は二重であつた。「封建領主制に対する農民層全体の統一」という次元に於て戦われた部分」——基本的部分と、「農民層内部の分裂・対抗と云う次元に於て戦われた部分」——特殊部分の矛盾せる二つの内容が含まれ、小農民層及び農業プロレタリアートの多数の犠牲によつて達成され、大借地農と総借地農の活動は彼等の利害を反映させる政治の現実面で、強く進むべき方針をうちだし、革命期の各議会は全て農地問題・土地問題に充分なプログラム^⑥をあたえていることから理解出来るのである。

「農民革命」のこのような二重性構造は、矛盾と云う形でみかけ上顕れているが、実はこの両者はウラハラの関係にあり、これはフランスの農村の社会構造の特異的な存在の現象であるのである。むしろこう云つた動きは農村共同体の解体の事実を理解する場合の良い観点となるものであ

る。

本橋の目的は「農業革命」を遂行したフランス革命前夜の農民が何如にして、その影響を受けたかについて概観するのみである。

本論に於ける論点の展開は次の諸点についてである。

- 1 フランス農業制度・農業形態の特質。
- 2 封建的反動と農民の動向。
- 3 農業資本主義体制の進行と農民の動向。
- 4 総括。

一

フランス農業制度・農業形態についての明確な研究は、マルク・ブロック (Marc Bloch)・アンドレ・デレーージュ (André Déléage, 1903—1944.) 等によつてなされて来た。ここではこれらについて詳細に論じざる紙数が無いのであるが、デレーージュの研究「フランス農民小史」^①についてふれなければならない。

デレーージュは他の論文「十一世紀初頭までのブルゴーニュ農村生活」に於て明かにした農村社会の全構造の類型化を、「フランス農民小史」^②に於ては、さらにフランス全土に敷衍拡大している。即ち

- 1 北東部の細分錯綜耕地制 (Terroirs en échecaux)・整列規則耕地制 (Terroirs ordonnés)・集合居住・家族制的規制を示すトゥミュルス農業文明圏。
- 2 南西部のパズル耕地制 (Terroirs en puzzle)・分

散居住・半個人的性格を特質とするドルメン農業文明圏。

これはブロックが規定したフランス農業文明の類型化と関連するものである。

デレーージュは、純粹に経済的かつ土地制度的な農民保有地と賦役の体系は、地中海地方からもたらされたと考察する。土地制度的体系が、大陸社会に固有の人的従属関係、すなわち君主に対する献身制度と合体して西洋に成立した。このデレーージュの研究は、農業史・農民史上意義あるものである。更にブロックは、農業史に関する大著「フランス農村史の基本的諸性格」に於て、フランスの農業文明を構造的に分析している。これらの研究に見られるように、フランス農業文明は二つのかなりはつきりとしたタイプに分けられるものである。そしてそこには全く形態の異つた対蹠的な農業形態・農業制度が存在するのである。一国内にこのような相異つた農業形態・制度が存在するのは非常に特異的なものであるのかもしれないが、このことは、法制的な観点に立つても云えることである。それでフランス農業構造を次のように分類することが出来る。しかしこれは一般化することは出来るが、個々の教会区 (paroisse) について見る場合は若干の差がある。

- A 北部地方に優越するもの。細分錯綜耕地制・整列規則耕地制・大規模農業・定期借地小作制 (fermage)・馬耕・三圃制度 (assolement triennale)
- B 南部・西部地方に優越するもの。パズル耕地制・分

散不規則耕地則・小規模農業・分益折半小作制
(métrayage)・牛耕・主として二圃制度

このフランス農業構造は中世以来かなりはつきりと地図の上で色分けがなされるものであつたが、少くとも十八世紀全般を通じて見るならば、次第に北部型の農耕法（三圃制農法）によつて塗り変へられて行くのである。このことは革命期に近づくにしたがつて、農業の合理的経営の方法の進展を考えて見れば、充分に理解出来る。

この農業構造を決定している事柄について、フランスの農業制度・農民の社会的位置付けについて概観し、フランス革命前夜の農民が、領主とどのような關係にあつたについて要観しよう。先ず領主——農民關係をのべなければならぬ。フランスの場合は極めて特徴的であつた。フランスの場合、農民階級と貴族土地所有者との諸關係が、オスト・エルベ地方で見られた処のものとは異つていた。フランスとイギリスとの間に一つの類似がみられたのは、農民の身分的解放 (émancipation personnelle) が考えられるのみしかすぎない。例えば、フランス西部特にブルターニュ地方の西部地区では、大多數の農民が、領主の "domaine congéable" 「解約条件付の土地」を耕作し、その地位も借地小作農と土地所有者との中間に位するような "domanier" に切替えられていたのであつた。貴族・領主の土地は通常小分割され、それが様々の条件で農民に貸し付けられ、農民はこの土地によつて領主・貴族と關係を結ばなければならぬ。それは、固有の封建的借地關係であり、私的地主の場

合は、半封建的借地關係である。領主はこの土地所有に対して上級所有権をもつてゐる。さらに領主は彼等の社会的優越のシンボルたる高級裁判権 (Causae majores) を持ち下級裁判権 (Causae minores) に於ても農民に対して賞金を課していた。各地域の教区の史料によれば、領主は中世から存続している土地裁判権 (Justice foncière) ・登記権についても農民と強く關係し、農民は、タイユ (taille) 領主タイユ・宿宮税 (droits de gîte) ・パスト (pastus) ・貨幣賃租・多数の領主的諸權利 (droits seigneuriaux) 等によつて領主・貴族と土地借地關係を絶えず保つていた。このような領主の土地所有は、その所有・借地の性質上二つに分けられる。領主・貴族に於ても数多くの階層序列に分けられ、土地所有の規模がかなり異なるものである。領主・貴族の土地には次のようなものがある。

先ずその一つに直営地保有地がある。十八世紀フランスの農業組織でもつとも際立つていた特質、即ち、その他のヨーロッパ諸国の農業制度と比較して決定的な相違を示していた点は、領地制 (Seigneurie) についてである。フランスに於ては、領主や領地制が尚依然として当初の性格を保持していた。確かに王権が領主の政治・行政権を制限し、司法権を侵害していた。しかしながら、それにもかかわらず領主は自分の家産に対する裁判権や、それと併に、土地に対する支配権をも依然として保持し続けた。領地制の構造は北部フランス (Picardie; Artois) ・中部フランス (Bourgogne; Limousin) ・南部フランス (Provence;

Guyenne)等に於て同一であつた。ここに十八世紀後半期に於ける三階層別の土地所有の面積の%を示すと第I表のごとくである。ここに示された主として貴族の土地所有の量は、農民のそれに比較して少いが、この中に彼等本来の領地があつた。それが領主本領地 (domaine proche) である。この領主本領地こそ貴族や僧侶が本当に所有してい

〔第I表〕 各階層別土地所有の各州別の平均数*

| 州名 | 貴族 | 僧侶 | 農民 |
|-----------------|------|------|------|
| Artois | 29 % | 22 % | 33 % |
| Picardie | 33.4 | 14.6 | 36.7 |
| Bourgogne | 35.1 | 11.6 | 33.1 |
| Limousin | 15.3 | 2.4 | 59.2 |
| Haut. Azuvergne | 11 | 2.1 | 50 |
| Quercy | 15.5 | 2 | 54 |
| Dauphine | 12 | 2 | 40.8 |
| Landes | 22.3 | 1 | 60 |
| Toulousen | 28.7 | 4 | 35 |
| Roussillon | 32 | 4 | 40 |

* J. Loutchisky, 「フランス革命前夜のフランス農民」より引用 未来社刊

た土地であつたし、彼等自身に属するものであり、これこそ本領直営地である。この本領地には実に数多くの領地制に不可分離に結合している諸権利が存在した。これらの諸権利は十八世紀後期に至るまで存続し、その収奪率は過度であり、国家の経済流通を極度に押え、同時に農民達を強

く苦しめ彼等の憎悪の念を深めた。領主制的土地所有の中で、特に領主の留保地が実際上の土地である。

他の一つに賃貸地がある。領主の保有地は大部分賃貸地として農民に種々の規定と条件とで賃貸されることが多く、時代が進むにつれて時には留保地まで耕作者に賃貸地として賃貸される場合が多かつた。この賃貸地は、フランス北部・西部に於ては、十八世紀末期には小作農の展出に大きな意義をもたらすのであり、アンシアン・レヂーム末期のはげしい土地所有をめぐる農民対領主、小作農対領主の土地闘争の舞台になるのである。

以上の二つの型態の土地については、十八世紀後半期には、領主のみでなく、謂ゆる土地所有者についてもそうであつた。農耕に専念出来ない土地所有者である貴族・僧侶の不在地主制が作り出される土地制度とは概略以上のようなものであつた。

さて次に「農民革命」の眞の担手たる農民の土地について述べることにする。当時のフランス人口の $\frac{3}{4}$ 以上の人口を占める農民の土地所有の状態について、ルフェーブルの研究等を中心にして分析して行くことにする。

ルフェーブルは一九二八年に著した論文の中で、従来の研究結果を総括しているが、それによると第II表の如くであるが、この表は当時の各階層別の土地の配分の全国的なトータルの平均である。この農民の土地は、農民の所有地ではあるが、完全な意味での私有地ではなく領主よりの封建的主従関係によつて何んらかの制約を受けているものな

〔第Ⅱ表〕 各階層別土地配分の全域的な平均数*

| 地域別 | 貴族 | 教会 | 市民 | 農民 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 北部 | 27.2% | 19.2% | 22.7% | 30.2% |
| Paris 地区 | 27.9 | 9.3 | 10.5 | 31.6 |
| 東部 | 25 | 16 | 15 | 28 |
| 西部 | 27.5 | 1.6 | 22.1 | 55.1 |
| Bourgogne | 35 | 11 | 20 | 33 |
| Limousin | 15.5 | 2.5 | 26.5 | 55 |
| Toulousen | 25.5 | 4.7 | 25.8 | 39.3 |
| Pyrenees地方 | 15.8 | 2.1 | 38.3 | 29.1 |
| 全国平均 | 23.4 | 8.3 | 22.6 | 37.6 |

* G. Lefebvre 「アンシャン・レジム末に於ける土地配分と土地利用」1928 Op. より人文科学報Ⅶ. 1957 p. 2河野健二氏原典より引用

のである。この意味でまだ事実上の所有権たるにとどまら
ないが、少くとも革命前には己に六割以上の土地が私的地
主並び農民の手によつて収奪されるに至つたのである。筆
者はこの農民的土地所有についてルフェーブルとJ・ルッ
チスキートとの間に意見の相違のあることを思うものである
が、ルフェーブルは革命前夜に於ける農民土地所有は増大
はしたが、土地保有農民の土地保有量は減少し、殊に北部
フランスに於ては零細農民・プロレタリア農民の階層分解
が封建反動と農業資本主義体制の進行の激しい動きの中に

あつて促進され、特に目立つた傾向にあつたと見ている。
事実農民の階層分解が特に著しく、北部フランスを中心と
する農民の土地の不均衡な分布はこれを裏書きするもので
ある。

一般的にいつてフランス・アンシャン・レジム下に於
ける農民の土地所有の一般化は、至つて困難である。農民
層の土地は二〇%〜七〇%までの間を上下して居り、各県
・州ごとによつて、更に農村小
教会区ごとに極めてまちまちで
あつた。

北部フランス Laonne 地方に
於ける農民土地所有面積を示せ
ば第Ⅲ表の如くである。

アンシャン・レジムの農民
は、基本的には尚封建地代を課
せられているいわば隷農であ
り、これを封建的土地所有者・
封建領主の側からいわせば、こ
の封建地代又その他の封建的諸
権利を課せられ、これによつて
制度的身分的に封建的土地所有
者と関係にあるものが、「農民
的土地所有者」であるわけであ
る。この「農民的土地所有」
(propriété paysanne) は、カ

〔第Ⅲ表〕 農民所有地規模別表 (%)

| | 1Arpent | 1~20 | 20~50 | 50~100 | 100~ |
|---------------------------|---------|------|-------|--------|------|
| Laonnais (83 paroisse) | 50.0 | 43.4 | 5.3 | 1.0 | 0.3 |
| Limousin (85 paroisse) | 10.0 | 46.5 | 31.6 | 10.1 | 1.7 |

* 単位は Arpent de paris=0.34ha. に基づく。

テゴリーとして次のようなものである。封建的土地所有のものにあつては、土地は一応全て国王・領主・教会に管属されているが、この場合これらの土地は、領主本領直管地と、領主が自己領内支配下の農民に對し付与して耕作させる土地・農民保有地 (*mouvance; tenure paysanne*) との二形態がある。この後者の形態が近世になつて謂ゆる「封建的危機」の段階に至つて、裕福な農民層によつて封建地代の買戻し・「保有地」に對する農民の完全な所有権の確立が部分的に進行して、農民(地主)相互間での売買・交換等によつてここに事実上の新しい土地所有権が確立されるに至つた。アンシャン・レヂーム下の「農民的土地所有」は、多分に地主制によつて特徴づけられるのである。フランス農業構造はこれらの勢力によつて中世以來たもち続けていた諸々の制度・慣習を變質して行かしまられた。フランスには二つの小作形態があり、その一つは生産物折半小作制度 (*métayage*)、他の一つは定額借地小作制 (*fermage*) で、革命前夜に於てそれぞれのカテゴリー内部で階層の分解が進み、分益小作農の分解が特に目立つた。フランス農業経営は三圃制農法であるが、この形態がフランス全土に拡大して行くと伴に酪農経営・共同放牧慣行をめぐつて激しい農民運動が主として北部に於て見られ、農民の大部分は農村共同体のもとで生活していた。

二

十八世紀後半は、農民層の将来にとつて幸運な農業上の

一連の變化がいちじるしかつた。しかし直接には、そこから利益をえたものは一般に領主階級と富裕農民であり、その負担をになつたものは農民大衆であつた。

このことは農村社会に於ける激しい階層の分解、階層間の対立を理解する上に於ける第一歩である。当時の農民は実に多様な規制によつてしばられていた。このことは当時の時代世相を皮肉たつぷりに描写した (*A faut espérer qu'eu c' lieu-la finira Bon tot*) の絵にもよく現れているが、事実これよりも農民にとつてはしんこくであつた。

その農民に課せられていた諸権利は、二型があり、時代の進行と伴に重くなつたとすら考えられるのである。当時領主等によつて地域のいたる所で、保有地を売却しなければならなくなつた農民のたび重なる貨幣需要を利用して、いい潮時に買手となり農民からの保有地を獲得した。この土地集積の活動は、領主やその對抗者によつて競われたのであるが、セニューリーの領主のように土地を取得するには尚余りに僅少であつた都市の住民や行政役人達、又一般に保有地の耕作と、商人を自認する職業人(土地ブローカー)の金貨の職業をかねた眼の速い耕作者達によつて、領主の保有地、共同地での売地、農民の保有地等が次々と獲得された。この新しい土地の動産化で犠牲となつたものは中小農民であつた。その主要な利得者は市民や富裕農民以上の主として領主であつた。この土地集積の活動によつて領主直管地の再建に成功した領主は、封建法学者たちの助力でもつて自分たちの権利を強固にする他に、それを拡大

させる方法にたくみに機会を利用した。又、それを新しい永代譲与によつて再び農民に譲渡しないように注意した。この活動は領主制下にある封建制度の実に永い期間かつての緩慢な制度の崩壊による封建制の瓦解を再度回復するためにとられた方法なのである。領主層はフランスのいたる処で、地代帳の改正、祖先が諦めていた諸権利の発掘とその新たな請求、債務者の反抗に対する挑戦としての新たな強制権の確立等に着手し、領主制的諸権利の再燃を行ったのである。これらに対して農民はこの領主の行為に対してはつきりと諸農村小教区の自治体・裁判所へカイエ・ドレアンスを提出して、その撤廃を強く要求しつづけた。それではその封建領主から課せられたる負担は次のようであり、国王や教会から課せられている負担よりも農民にとつては不評判極まりないものであつた。

1 身分的権利 *droits personnels*.

人身的・物的マンモルト、賦役 *Corvées* ・領主独

占 *Banalité* ・領主裁判権 *justices seigneuriales*

2 物的権利 *droits réels*

貨幣・現物年貢 *redevances annuelles* ・所有権移

転税 *droits de mutation* ・永代地代 *lante* ・物的賦

役・その他土地に関するものと見なされる諸権利。

これらの封建的諸権利はさまざまの変異を示しながら、フランス農民を封建制の下に拘束していた。この諸権利について具体的に見て行こう。

A 身分的諸権利 *droits personnels*.

これは中世的な農奴制の遺物である。例えば、領主がマンモルト農民の財産を取得する権利がこれであり、東部・中部に多く、これは革命期に於て全く廃止されるものである。

B 耕作者の保有する土地に賦課される現物及び貨幣の貢租。

この種の貢租には、経営的なものと、臨時的なものがあり、前者について云うと、中世に於て支配的であつた賦役が転化したものとしての *cens*: *Censives* があり、それが収獲物の一定量に固定されるときに *Champart*: *terragen tierce* 等と呼ばれる。その率は地方によつて異り、 $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ に及んでいる。

C 領主独占 *banalité*

領主独占は農民にとつては非常に重く、強く苦しめられた。水車・パン焼カマド・搾油場・醸酪場等の独占は、革命時までつづいたが、領主はこれによつて意外に多くの利益を得ていた。水車小屋も持たない領主は持たないと云う理由で、それに償るものを徴収していた例もある。次に狩猟権及び鳩小屋設置権である。これは農民にもつたえがたいものになつていた。農民は宮廷貴族・領主のむしろ遊戯にも似た狩猟・鳩の飼育に対して、自分の畑の作物をみすみす提供しなければならなかつた。農民はこの招かざる客を射殺したり、その権利に反抗したりすれば、命も保証されなかつた程である。領主は自己の領分の一定の道路や橋、又は運河を通過する商品に対して通行税 *Déages* を

課していた。このことは、経済・商業の円滑な発達を妨害しているとともに、合理的経済の流通の障害ともなつた。

農民はある商品をもつて、遠くの教会市場へ行く場合これらの課税対象になつている道をさけるために、余分の道を歩かねばならなかつた。そして市場へ行けばそこで売買される商品・商店・計量器にかけられる市場税 *halage*・*tonlieux* によつて、自分の収入の幾分かを収奪されるのであつた。これらの税は、地方によつては相場以上の上まゑをはねている業者がいたことを忘れてはならない。

D 領主裁判権 *justices seigneuriales*

この権利は領主をして社会的優越ならしめた。又経済的にも、そうあらしめた武器であつた。地方の高等法院に於ける刑事訴訟の権限、及び警察権を行使する権利をもち、農民に対する下級裁判の権利行使を行い、その罰則の重軽にかかわらず、これを農民に行使しその罰金率等は重くなつたとも云われている。

このような領主の特権はアンシャン・レゾーム末期に向かつて次第にその権限がおとろへたものもあつたが、土地にまつわる旧来の慣習の復活と共に、これらの権限をも再現する手段に常に出たのである。

この三つの型態の重い負担に対して農民は、深い領主・貴族・祭司等に憎悪と憤疑とを持ちつつもこれに永くたえて来たのであつた。

しかし、農民の最終的な権利は落穂拾い権・切株採掘権・利益権等をも収奪し、これに対する規制を設けるに及んで

各地で騒擾が起つたのである。

封建反動は領主のこう云つた領主の延命策としての動きばかりでなく、又以上あげたような封建的諸権利の恣意的な復活でなく、それは富に封建制の危機の中に於ける領主の新しい社会闘争の行動なのである。農業資本主義の抬頭によつて、貴族・僧侶の中でこの新しい歴史の動きの中に農村の資本家の動きをたくみにとらえて、自己の進むべき方針をこの動きに便乗させて行くと云う動きに外ならないのである。これに対して農民は封建制の解体をのぞみつつも旧来の慣習にもどる一念のためにこれに反対したのであつた。

三

フランスに於ては、十八世紀の中葉に至つてイギリスの先例と重農主義運動の影響によつて、農業の資本主義的転換が緩慢に行われて来た。これらは多くの問題点を提示してくる。この問題の中から農村共同体対農業資本家の対立を中心に農民の動きを見るものである。この農業資本主義化は、建制封の危機によつて、一段と進展し自然的にこれを招く源にもなるのである。フランス・アンシャン・レゾーム末期の封建制の危機は、二重の要因が潜んでいるのである。農民はこの二重性の農業危機の矢面に立たされ、就中零細農民・農業プロレタリアート等の下層農民は、大きな犠牲を受けたのである。彼等の大部分は、農村の共同体及び諸権利に依存して生活して居り、特に革命直前に於

ける状態は *miserable* であった。その封建制の危機は、前章で述べた封建的反動の中にある。これに対抗する農民の執拗な動きによつて深められ、更には旧来の領主・貴族等が王に向かつて要請する勅令権の獲得に至つたのである。

ここでは主として重農主義運動がこの問題に大いに関係して来るので、その社会的背景を見ることにする。この運動の性格等の分析は、多くの研究が己になされているのでここではべないが、この運動の目的は「地主的改革」であり、その基本は、「土地清掃」・「大農経営の助長」である。「土地清掃」とここで呼ぶ政策は、土地に附着する一切の拘束を撤廃して、土地を自由なブルジョワ的財産として解放し確立することであり、具体的には領主の封建的諸権利を廃止すること、農民の共同体諸規制から土地を解放することとの二面的な政策である。さらにこの政策こそ北部フランスに於ける大農経営の発展の手段ともなり、「大農経営の助長」のための準備なのである。

この政策が実際的なものとなるためには、フランスの世以来保ち続けられた封建的諸権利と領主制にまつわる多くの制度を廃棄しなければならぬ。フイジオクラアト運動の基本綱領と見られる経済綱領の第一点によれば、私的土地所有と封建的権利との矛盾を明らかにしている。例えば、河野健二氏の論文にも見えているように、領主の買戻し権 *retrait lignager* について、「買戻し権は無数の訴訟を引き起し、王国のあらゆる売渡し地は、少くとも一年間は無主地のままである。この期間中、どんな耕作が行われ

るだろうか、これは国家にとつて何んと云う損失だろうか」又、*Franc-tief* について、河野氏はル・ドゥローヌの言葉を引用されて『この税金は一年分の収入をそっくり取り上げる。しかもそれは所有権が移転するたびごとであり、その他に二〇年ごとに取られるのだ。だからこの税金は多くの人々に相続地を受取ることを思いとどまらせる。その作り出す弊害は信じがたい程である』と述べられてあるようにその矛盾を指適し、これの廃棄を強く押し進める方向に運動を起した。この動きは、一七七〇年代に入つてからであり、チュルゴの精力的な活動が封建制の廃止を政治の現実の課題にのせたことによつて具体化する。十八世紀の七〇年代に入つてからの政治の動きは、高等法院に於ける権利・権限の獲得、売買の極めて「政治的」な動きと共に文字通り「上から」の地主的な土地改革を押し進めて行くのである。

この動きの目標は、誰れのためでもなく、実は封建的支配者それ自身の延命の手段——土地所有権を保持しながら、身分的権利を売渡しする——を含むものであり、革命期に向かつてこの動き——貴族・僧侶対重農主義者の政治的かけ引きが盛んになるのである。このことは前章で述べた処の封建法学者の社会的媒介の行為がその動きの一端を担つていることによつても理解出来る。この動きの中に、重農主義運動に便乗して、領主は閉繞勅令 *edits des clos* (一七七七年のブローネ勅令) を王権から強引に取得した。この勅令は耕地に関する囲繞の自由、従つて共同放牧慣行の廃

棄を確認した勅令で、この結果、囲繞のための資財をもつた地主層、大借地農が囲繞を独占する結果となつたが、共同放牧と密接な結合関係をもつた農民階層、中産ラブルール、日雇等が強力な抵抗を行い、その執行は各地で農民との対立に油をそそいだ形となつた。この動き以来農業資本化は二重の性格を有するようになる。もつともこのことは農村共同体の解体を導く一つの大きな封建反動の現れであるが、とにかく農業危機はこれによつて更に一層深まつたのであつた。農民は生活の最後の手段としての農村共同体の中にとじこめられる以外に、支配される側として教会区の役場に対して数多くのカイエをもたらずである。封建制と寄生地主制のわくの中にあつて地主層の政治的繁栄が、領主を中心とする貴族・僧侶等の延命策としての封建反動を足がかりとしてなされたことは注目すべきである。農業資本主義の達成は、農村共同体の解体、共同体的諸権利の撤廃の場で達成された。

重農主義運動の第二の手段は、「土地清掃」であり、これは農民対策である。

当時の中・小農民は全て農村教区に於ける共同体的慣行及び、農村共同体によつて生活していた。その主なるものは、共同地に関する権利と、共同放牧 *parcours*・採草・落穂拾い・切株採集権・池沼の利用・入会地での材木の用益権 *banalité* 等で、これらの権利は農村共同体の存在を前提とするものであつて、アンシャン・レゾーム下の一般農民は共同体の一員として農業に従つたのである。これら

の権利によつて支えられている小農民・貧農はこれを最後の生活のよりどころとしていたのであつた。重農主義者は「土地清掃」のためにこうした貧しい人々の生活さえおびやかして行こうとしたのであつた。土地所有者II大小作人・地主、更には領主が農地の囲込をする以外に、落穂拾いを行う土地に直ぐに切株採堀の制限をもうけて収奪したのであつた。この点については農村パロワスの多くのカイエがうつつたえているのである。^⑧

又、農民の間ではこの「土地清掃」のために、農村共同体の内部にあつて階層分解に拍車をかける零細農民が、革命の前夜農村共同体をすてて、プロレタリア化してパニックの拡大を起す原因にもなるのであつた。

重農主義運動は農村共同体の解体を押し進めて行つたがこうした動きは領主的諸権利の農民への重い苛酷さと相まつて、農村の農民階層の分解を大きく促進した。封建的搾取関係は、寄生地主によつて再編成され、自営農民は寄生地主に上昇する一部の富農層を除いて、過少農又は小作農の地位につき落される。又農民は無限に窮乏化するけれども、それは彼等に一片の土地、共同体にますます強くしぱりつけるだけであつて、農民のプロレタリア化は革命に向かつて徐々に動くのであるが、それは全フランスについて見るならば革命に向かつて貧困者は増大したのである。革命に向かつてこの重農主義者のなしたる仕事は、農村に於ける階層分解を促進させ、又階層間の対立を深め、寄生地主制を確立させるものになり、特に直接的原因になつたも

のは、封建反動を助長させるものであつた。

農業の近代化を進めるためには、旧来の農業制度を収奪して行かなければならない。このことは北部フランス全域にわたつてなされた大農経営形成の努力である。フィジオクラアト運動は又もう一つの改革——「農業改革」としての大農経営の形成を意とした。これは本質的には農業経済を充実させるものであつたが、この当時の場合には、やはり農民の犠牲に於て以外に通がなかつた。これは借地農の保護となり、「*Gros fermier*」と云われている階層の人々の利害を反映させた。この政策は農村共同体の解体にも関与した。そして農業労働者を多くこの経営に投入させた。

しかし反面フランスに新しい農法を導入したことに對しては意義が大きい。新農法の導入は単なる農業技術のみでなく、社会的にこれを推進するにあつてなした方法

*France. Ancian Régime 期に分ける農村諸階層

一、商人的地主 Marchand-Laboureur
大小作人 Gros fermier
総借地農民 fermier gènéral
この階層に属する二形態は農村に於て、又地方都市、近郊に於て—その多くは農村各教区—共同地を収奪・買収し、市民・貴族・僧族教会の土地の殆んど大部分を独占的に借地して居り事実上の支配者である、彼らの中には領主の *droit*

二、自営農民：耕作農民 Labourens
農村にあつて特てこの期に分解の危機にさらされていゝのがこの階級及び次にのべる階級の人々である。本来的な自営農民層、謂ゆる *Labourens* である。彼等は自己の保有してゐる土地で一応の再生産を続行して行くことが出来、この点より下層の農民と本質的に異なる。自営農民は、次の諸態

三、生産物折半小作農 *Métayer*
零細小作農 *petit fermier*
日雇労働者 *Journalier*
Manouvriers
この階層に属する人々は、地主、又は大小作人の土地を賃貸契約分益契約によつて管んでゐる借地農であり、又各形態のカテゴリーは極めて細く零細農も含まれ、下の階層に入るべき要素を充分に持つた者も相当数存在する。フランス

四、農業プロレタリアート
Artisans
Mendians
Travailleure
土地所有の点から見て最も最下層に属するものであるが、しかし、これとて

「耕作の自由」を主張し、これを確保することであつた。つまり伝統的な耕作方法、及び国家的・領主的旧来の強制から耕作者を解放することにあつた。例えば、休耕 *jachère* を伴う強制輪作や、領主の強制による単一栽培等を撤廃することであつた。特に休耕地の存在については、その生産性をきびしく批判し、土地の完全な利用を強く提称した。この意味に於てはこの新農法の普及化を推進めたこの運動は、フランス国家にとつて大いなるプラスであつた。農業資本主義の進行は主としてこのような動きによつてフランス農村社会を變質させながら革命へ向かつた。その中で農民——特に農村共同体によつてしか生活出来ない零細小農民——は、「所有権の悪魔」の犠牲となつたのであり、パニックの演出者となつたのである。当時のフランス農民層の構成状態は次のようである。^⑧

力した階級の側から崩壊して行つた。ここで考えを最初の序論で述べたことにもどすと、フランス革命は「農民革命」であると伴に「土地革命」であつたのである。一七八九年の七月の大きな事件が農民を救つた。しかしその外見にもかわらず、その作用は革命的と云うよりも、むしろ保守的なものである。それは封建為政を倒しはしたが、「土地革命」と規定するのであれば、この社会運動はフランスの土地制度を法的にも社会的にも固定化させてしまつたからであつた。フランス革命は「封建制の廃止」をなしとげ、これが農民を解放し、自由な土地所有者に上昇せしめたことは明らかであるが、他方に於ては農村共同体を解体せしめた。この点について農民闘争の眞の指導者が在村の私地主や富農層であつた。彼等の政治的繁栄によつて、なされたものは妥協以外のなものもない。

一七八九年の革命、ブルジョワ革命は、一つの社会構造から、他の社会構造へと交替を行いなから、「農業革命」を妥協と云う点で完成したものである。革命前から概成事実としてのより本質的な革命は徐々に動いていたのである。革命前夜の農民がそれを形成して行つたのである。フランス農民は本来の農民の姿に、又土地と生活の充分な保証を得ることの二面に対して強い複帰の一念に燃ていたことは明瞭である。このように革命を見て来ると、フランス革命は保守的な性格をもつた農民を中心とした極めて政治的・社会的・歴史的な歴史の流れであると云うことが出来る。ここにこの革命が「Typical」な革命と云われる由縁がある

のである。

処で、フランス革命は「農業革命」をなしとげたが、農村共同体に関しては、ソブール氏の論文にもあるように、フランスが眞にその農業資本主義を達成させるためには、十九世紀中葉の「二月革命」をまたなければならず、フランス革命の中核である処の二重層のブルジョワ革命の——農業資本主義形態形成を内蔵する緩慢な流れは、更に「二月革命」期までつづくのである。

(三十四年十一月三十日稿)

〔註〕

- ① Soboul, A. La Révolution française 1789—1799 Edition sociales, 1950, p. 1.
- ② G. ルフェーヴル著鈴木泰平訳「フランス革命」巻末。ルフェーヴル教授著作目録 P. 1—5。特に Quatre-Vingt-Neuf, in-8 1939; Les recherches relatives à la répartition de la propriété et de l'exploitation foncières à la fin de l'Ancien régime, 1928.
- ③ 前掲書「巻末参照」。
- ④ 前川貞次郎著「フランス革命史研究」河野健二著「フランス革命小史」。「市民革命論」、歴史学研究 No. 215。西洋史の部の近代の項。歴史学研究 No. 199。遅塚忠躬氏論文「北部フランスに於ける農民革命の特質」同書 No. 185。柴田三千雄氏論文「マンシヤン・レヂームに於ける農民層分解」西洋史学 XXXV 11957。河野健二氏論文「近代史に於ける政治と経済」p. 1—14。
- ⑤ ⑥ ⑦ ソブール氏の研究については「資本主義と農村共同体」飯沼二郎訳末社刊 p. 128—133。及び Revue d'Histoire Moderne 参照。
- ⑧ デラン氏による La lutte de classes sous la pre-

- meêre r pulik, bourgeois et "bras nus" (1793-1797) 1946.
- ⑧ 西洋史学「XXXVI 1957. 前川貞次郎氏ノール・リネゾの諸論文研究の紹介 p. 50-61. 参照。
- ⑨ A・ソプブル著「資本主義と農村共同体」飯沼・坂本共訳、未来社刊、p. 124-127.
- ⑩ M・フロック著「フランス農村史の基本的諸性格」河野健二他訳創文社刊、参照。
- ⑪ A. Soboul, La communauté rurale a la fin du XVIIIe si cle, Le mois d'ethnographie française, No. 3 avril 1956. La question paysanne en 1848. La pensée, N-18-20, 1948.
- ⑫ 「西洋史学」XXV 1955. p. 1-22.
- ⑬ 1. 一七八九年八月四日、国民議会で決議、十一日裁可された封建制度廃止の法令、2. 一七九〇年三月十五日-十八日同議会で決議の「無償廃止の封建的諸権利・物権に関する一般の法令」、3. 一七九〇年五月三日、同議会で決議の「前法令の付帯決議」、4. 一七九二年八月二十五日、立法議会の法令、5. 一七九三年七月十七日、国民公会議決の「全面的封建制度無償廃止の法令」、6. 国有財産売却に関する法令、一七九二年二月九日・七月二十七日・八月十四日の諸法令、一七九二年二月二十五日の共有地分割令等。7. 一七九〇年五月二十六日憲法制定議会の共有地利用に関する布告、8. 風月二十八日の布告、草月十二日の布告等、しかし以上の法令の実施は困難であった。
- ⑭ A. D leage, Petite histoire de la paysannerie française, Paris, 1942.
- ⑮ 同訳書「フランス農民小史」未来社刊 p. 146-147. 参照。
- ⑯ J・ルツチスキー著「革命前夜のフランス農民」遠藤社、未来社刊、p. 17. 参照。
- ⑰ 前掲書、同書、p. 8-10. 参照。
- ⑱ これには次のようなものがある。 領主的諸権利 droits

seigneuriaux 領主裁判権を中核とする領主の権利一般、別々の droits personnels. 及び通貨ないし現物での賦課(賃租や Champert)に構成される droits r els. シャン焼カマ、水車独占 monopolies 高級・下級裁判の droits de justice. それは事實上の農民的土地所有に對する領主的諸課税として現われて來る。

- ⑲ G. Lefevre, Les recherches relatives. ibid.
- ⑳ G・ルフトール著「フランス革命と農民」柴田三千雄訳、未来社刊 p. 22-23 参照。
- ㉑ 前掲書、歴史学研究、No. 199. 遅塚忠躬氏論文「北部フランスに於ける農民革命の特質」p. 8. より引用。
- ㉒ 村松正俊訳、シヤン・シヨニス著「仏蘭西大革命」二冊の巻 p. 276-325 に見えてくる農村共同体・落穂拾・放牧権に関する自治体、裁判所への諫請書文を参照。
- ㉓ 西洋史学「XXV 1955. 河野健二氏論文「ノイジオクラアート運動の歴史的役割」p. 8-9. 同書、p. 9. より引用。
- ㉔ 前掲書「仏蘭西大革命」二冊の巻 p. 276-p. 325.
- ㉕ 同書、p. 290-p. 325.
- ㉖ 前掲書、河野健二氏論文、p. 20. より引用。
- ㉗ 前掲書、遠藤輝明氏訳「革命前夜のフランス農民」巻末の解説、p. 126-130. より引用。
- ㉘ 前掲書「革命前夜のフランス農民」p. 113 より引用。
- ㉙ A. Soboul. ibid.; La communauté rurale (XVIII-XIXe si cle); problemes de bases, 1956.

あとがき

本稿は昭和三十三年度文学部卒業論文として提出したものに若干加筆・修正し、まとめたものである。今、これを省りみる時自己の不学を強く感じ、微力浅学の程を省りみず論文を発表することの恥を恐れ痛感すると共に、日々誠に御厚情・御懇切ある御指導・御訓達をいただいた史学科担当の諸先生方、特に秋山博愛・加藤一郎両先生に深く御礼を申しあげると共に、本稿の本誌掲載に際しての御指導・御力添に對し、両先生方及び当史学会の大野裕子様にも、甚だ文末で失礼の極みですが厚く謝意を表します。